

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 御中

平成21年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

氏名：小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

【1】はじめに

- (1) 2008年1月に発生した中国産冷凍餃子による中毒問題は、日本の政治・経済・社会の広い領域にわたって、強い衝撃をあたえました。日本生協連による開発商品に、限定的であったとはいえ重大な食品安全問題が発生し、また事態への対応についての機敏性や的確性の点でもさまざまな不十分さがあり、「食の不安」をいっきに広げてしまったことが、大きな理由のひとつと考えております。
- (2) 京都府内における当会会員生協は19あり、うち3つの地域購買生協がありますが、いずれも日本生協連が開発・供給した当該餃子商品の取扱いはありませんでした。しかし、他の中国産冷凍食品に農薬残留にかんする法的基準をこえたものの取り扱いがあり、これについては組合員の協力のもとに回収をすすめました。また、この間、生協において「鳴門産わかめ」や「カシミア・セーター」などにかんする表示偽装が発覚、社会的な期待と信頼を大きく傷つける事態を招いたことは、たいへん遺憾に考えております。
- (3) 貴課をはじめ行政の方がた、市民の方がたには、たいへんなご迷惑とご心配をおかけし、おわび申し上げる次第です。本市におかれましては、とくに冷凍餃子の事案にさいし、いち早く情報提供・緊急立入検査をおこなうとともに相談窓口の設置などに取り組んでいただき、ふかく感謝申し上げます。

【2】この間の「食品衛生監視指導計画」についての住民意見の募集と意見反映について

- (1) 「京都市食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする住民意見の募集がおこなわれ、住民の意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で6年目をむかえます。食品の安全性の確保については、2003年に制定された食品安全基本法にのべられているように、国および都道府県等に監視指導等の施策を総合的に策定し、実施する責務があること、食品関連事業者に第一義的な責務があることとあわせて、消費者も知識と理解をふかめ、行政施策に意見を表明するよう努めるなど積極的な役割をはたすことが期待されております。わたしも京都市に在住する住民として、この間、「京都市食品衛生監視指導計画案」にたいする意見を提出してきました。
- (2) この間の経過をふりかえるならば、提出した意見が以下のような多くの点で「計画」に反映され、敬意を表する次第です。
 - ①「計画」を策定するにあたっての、(ア)状況認識、(イ)目的、(ウ)根拠法 が、簡潔に冒頭に記載されるようになったこと。
 - ②監視指導の「実施体制」および関係機関等との「連携」について、明記されるようになったこと。

- ③食品「表示」にかんする監視指導について、記載されるようになったこと。
 - ④「収去検査計画」について明記されるようになり、冷凍野菜の残留農薬検査等が追加されたこと。
 - ⑤「違反食品等発見時の対応」について、悪質な違反事業者名の公表が明記されるようになったこと。
 - ⑥パブリックコメントの結果と市の考え方がホームページ上で見やすく掲載されるようになったこと。
- (3) さらに、平成20年度計画につきましても、以下の点などについて、提出した意見を反映していただきました。
- ①「牛海綿状脳症（BSE）の全頭検査継続実施」が「主なポイント」として明記されたこと。
 - ②監視指導の対象に「いわゆる健康食品」があらたに追加されたこと。
 - ③収去（抜き取り）検査の結果、違反が確認された時の措置等について、明記されたこと。

【3】平成21年度「計画案」について

- (1) 賛同・支持する点。以下、いずれも時宜にかない、「計画」についての市民理解の促進に役立つものと考えます。
- ①ダイジェスト版を作成されていること。
 - ②用語説明を付記していること。
 - ③食品「表示」にかんする監視指導について、期間を定めて一斉重点監視を実施することとしていくこと。
 - ③「危機管理体制の整備と強化」を主なポイントとしてあらたに設定したこと。
 - ④輸入食品の残留農薬検査の拡充がはかられていること。
- (2) 「計画」に反映・補強していただきたい点。
- ①「収去検査計画表」に、平成20年度の「検査件数」との増減について明記してくださると、さらに21年度の重点等についての理解が深まることと思われまます。
 - ②少なくない都府県では、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況とあわせて、監視指導計画実施状況の「中間報告」（たとえば4～9月の半期）を当年度中に公表し、次年度の食品衛生監視指導計画案の検討に生かしています。いわゆるPDCAのマネジメント・サイクルを早く回していくことが重要であり、必要な修正・追加をおこなってください。
 - ③貴課のホームページについては抜本的な拡充が必要と思われまます。「計画」のなかに必要な記述をしてください。のぞましいのは、本市のホームページに、「食の安全・安心」にかかわる事柄が一覧できるようなサイトがもうけられることです。
 - ④食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、パブリックコメントの募集だけでなく、意見交換会の開催を要望しまます。昨年次もまた一昨年次も「ひきつづき検討しまます」との本市の見解がのべられていますが、ぜひ実現できるようにしてください。
 - ⑤「X リスクコミュニケーションの推進 3 意見交換 (1) 市民（消費者）、食品事業者及び生産者との意見交換」との見出しが立てられていますが、実態は書かれているとおり、市内で開催される食品衛生に係る意見交換会等へ、本市の食品衛生担当者が「参加している」であり、本市が「市民（消費者）、食品事業者及び生産者との意見交換」を主体的に実施しているわけではありまません。ですから、後段の「情報や意見の交換を行うことにより、関係者間で

の情報の共有を図り、相互理解を深める」との記述もふくめ、見出しとは相当に乖離した状況となっていると思われます。ちなみに平成19年度におこなわれた「消費者等との情報交換」は3回で、いずれも食品安全委員会の主催によるものであり、本市からは生活衛生課職員が出席されたにとどまっています。リスクコミュニケーションの推進ということについては、「計画案」の冒頭の「I 基本方針」にもべられており、そうした位置づけにふさわしい「内容」で、「市民（消費者）、食品事業者及び生産者との意見交換」が本市の主体性をもって開催されることをのぞみます。

〔4〕 その他

- (1) 本市が「京・食の安全安心条例」（仮称）の制定を表明されたことについて、おおいに歓迎したいと思います。当方も、毎年、「条例の必要性」について、意見提出してきました。「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなりますが、そのみに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその重要な一部分という位置づけになると考えております。
- (2) 条例の制定にさいしては、市民とのコミュニケーションがもっとも重要であり、意見交換会を市内の複数箇所で開催してください。
- (3) 食の安全推進協議会に提出された「京・食の安全安心条例」（仮称）にかんする資料によりますと、「自主回収報告」の条項があります。自主回収報告制度の必要性については、当方も、この食品衛生監視指導計画案への意見提出において、くりかえし言及してきたことであり、ぜひ、実現できるようにしていただきたいと思っております。

以上